



無罪

松橋事件を教訓に

再審にルールを

4月2日 火 正午～午後1時
参加無料・申込不要

衆議院第2議員会館・第1会議室

午前11時30分より議員会館正門で入館証を配布
(東京都千代田区永田町一丁目7番1号)

報告

弁護士 齋藤 誠さん
(松橋事件弁護団共同代表)

松橋事件 再審無罪勝利報告

発言

再審法改正をめざす各界からの発言
桜井昌司さん (冤罪犠牲者)
周防正行さん (映画監督)
弁護士 木谷明さん (元裁判官)
弁護士 宇都宮健児さん (元日弁連会長)
各党国会議員

主催：再審法改正をめざす市民の会 (準備会)

検察の証拠隠しと再審妨害（開始決定への不服申立） それに追隨する裁判官が、冤罪を生む。

1985年、熊本県松橋町（現宇城市）で59歳の男性が殺害されました。被害者の将棋友だちだった宮田浩喜さんが、身に覚えのない嫌疑をかけられ、自白を強要されて、有罪判決（懲役13年）を受けました。

刑を終えた後、再審を求めてきましたが、自白が虚偽であることを示す物証が検察の倉庫から発見され、熊本地裁で再審開始決定が出されました（2016年6月）。だが、検察は高裁から最高裁にまで不服申立をくり返し、再審開始の確定は、2018年10月まで引き延ばされました。本年2月8日の審理（即日結審）を経て、3月28日ようやく無罪判決を得ます。だが、85歳の

宮田さんにとって、引き延ばしが何を意味するかは明らかです。



再審開始決定により47年ぶりに自由を取り戻した袴田巖さん。だが検察と裁判所は再審開始決定を取り消し、ふたたび死刑囚監房に連れ戻そうと画策しています。こんな非道を許す法律（現行再審法）は改正しなければなりません。

再審法改正をめざす市民の会 5月20日に結成！

さらに、大崎事件（鹿児島）、湖東記念病院事件（滋賀）、日野町事件（滋賀）も、再審開始の決定が出されましたが、いずれも検察が高裁、最高裁に不服を申立て、無実の人たちの苦痛を、不必要に引き延ばしています。

こうした検察の理不尽な再審妨害は、現在の法律（刑事訴訟法）では「合法」とされています。しかし、無実の人が罰せられてはならず、間違ったときは、迅速に救済するという当たり前の原則に立ち返れば、異常な現実です。

私たちは、現在の刑訴法（ことに再審についての規定）のこうした致命的欠陥を正し、間違った裁判を正すことのできる法律

（ルール）を制定しなければならないと考えます。

「再審法改正をめざす市民の会」は、そんな思いを共有する法曹・学者・冤罪被害者・市民の運動体として、本年5月に結成されます。

会の目的

冤罪者を救済するための
再審のルールづくりをめざす

当面の目標

すべての証拠を開示せよ！
検察官の不服申立を禁止せよ！
再審の手続き法を整備せよ！